

副 議 長 日程第3「議案第21号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第21号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例を別紙のように定める。令和元年6月12日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法第6条に規定する固定資産税の課税の特例を定め、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の規定による地域経済牽引事業の実施を支援し、町の経済基盤の強化を図るため提案するものであります。よろしく願いいたします。

副 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第21号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例につきまして御説明させていただきます。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法に基づき、神奈川県及び県下全都市町村で策定しました神奈川県基本計画が平成30年5月28日、国から同意を受けました。松田町は同法に基づく促進区域に位置づけられました。この法律は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を実施する民間事業者等を支援し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的に制定されたものでございます。法で規定します地域経済牽引事業計画として、神奈川県から承認を受けた事業者に対し、一定の要件を満たす場合、対象固定資産の固定資産税を3カ年課税免除するものでございます。なお、固定資産税の課税免除に伴う減収分は、地方交付税の普通交付税で減収額の4分の3は補填されるものでございます。この条例によりまして、事業者が新たな設備投資や新規事業の計画、雇用の拡大などが期待でき、本町の産業振興と法律の趣旨でございます地域の成長発展の基盤強化を図るという目的に寄与するものと考えております。

それでは、議案を1枚おめくりください。本条例ではですね、新規条例となりますので、各条ごとに朗読させていただき、その後、要点を説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず第1条、趣旨といたしまして、この条例は地方税法第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第6項の規定による同意を得た基本計画に定められた法第4条第2項第1号の区域において事業を行うための施設を設置した者に係る固定資産税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。これは第1条では、地方税法の規定に基づきまして、国の同意を得た基本計画に定める促進区域において、施設を設置した者に対する固定資産税の特例を定めるものでございます。

第2条、固定資産税の課税免除として、促進区域において法第13条第4項または第7項の承認及び法第24条の確認を受けた者が設置した施設に係る固定資産税については、新たに課すことになった年度から3カ年度に限り免除する。第2条ではですね、事業者が策定し、地域経済牽引事業計画として県の承認を受けた上で国において確認を受けた事業の対象施設について、新たに取得する建物、構築物、土地の固定資産税について3カ年度に限り固定資産税を免除することを定めております。

第3条、申請書の提出等として、第2条の規定による固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年1月31日までに申請書その他町長が必要であると認める書類を提出しなければならない。第2項、町長は前項の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、固定資産税の課税免除をすることが適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。第3条ではですね、3条第1項では、固定資産税の課税免除を受けようとする場合の申請と第2項につきましては、その後申請を受けた後の通知について定めております。

裏面をごらんください。第4条につきましては、固定資産税の課税免除の取り消しとしまして、町長は固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産税の課税免除を取り消すことができる。第1号、法第13条第4項または第7項の承認が取り消されたとき。第2号、偽りその他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。第3号、第2条の規定による課税免除を受けている期間において、納期限の到来した町税を完納しないとき。災害その他やむを得ない事情があると認める場合を

除く。第4号、重大な法令違反または社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと見られるとき。こちら第4条では、固定資産税の課税免除の取り消しとして、第1号から第4号のいずれか該当する場合は課税免除を取り消すということとを定めております。

第5条、委任としまして、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。第5条では、委任につきまして、この条例の必要な事項については規則で定めるものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 副 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 12番 大 館 この条例を見ますとですね、固定資産税全額免除というふうに取れるんですけど、そのようですか。
- 税 務 課 長 あくまでも、地域経済承認計画で承認された事業に対して、その事業で新たに取得する固定資産という形になります。すいません、全額でいいです。
- 副 議 長 12番、よろしいですか。ほかに質疑。
- 3 番 井 上 4点ぐらいお聞きしたいと思います。まず最初にですね、この条例の第2条の中で、先ほど説明の中では、県の承認を受けた事業者という説明がありました。この承認を受ける事業者というのは、例えば職種とかですね、事業内容等によって、ある程度ですね、こういった事業者であれば対象に承認される、こういった事業者については承認されないというものがありましたら、教えていただきたいと思います。

2点目といたしましては、やはり、ある程度ですね、規模の大きな事業者における固定資産税というのは、内容としてですね、土地、家屋それから償却資産とあります。土地についてですね、どういうふうな部分で、全部ですね、例えば、既に、例えば1,000平米の土地をその事業者が持っていたとしてですね、既に500平米はもう古い建物が建っていたと。そこに新しいものを建てるので、ここで事業の承認をしようとした場合にですね、そういった土地に対し

ての課税というのは、前者がお聞きになったように、もう全額ですね、1,000  
平米分固定資産税が免除となるのか。同じく家屋についてもどうなのか。償却  
資産についてもですね、新しくそういった承認申請をした部分だけが対象にな  
るのかということをごすね、教えていただければというふうに思います。

あとですね、先ほど4分の3は交付税措置だという部分の中で、町のほうは  
4分の1を負担をすることによって、その事業者が松田町の地域経済を牽引を  
するような事業者になっていただくということで、松田町が4分の1負担の中  
でですね、そういったこの特例を適用とするというふうな考え方でよろしいの  
かということです。

最後になりますけれども、一番最後にですね、第5条で規則で定めるという  
ふうになっています。通例、新設条例であればですね、規則があれば、それは  
参考資料として、議案に対する参考資料として添付されるのが通例だというふ  
うに理解しておりましたが、それらの規則については、まだ未整備なのか、そ  
れとももう既にでき上がっているのか。であれば、それを参考資料として提出  
されることの可否をお伺いをしたいと思います。

税 務 課 長

井上議員の御質問で、まず1点目ですね、県の承認を受けた事業に職種はあ  
るのかということなんですが、まず、神奈川県ですね、基本計画で地域経済  
牽引事業として計画を承認されるのに当たりまして、神奈川県のほうで承認要  
件がございます。まず初め、1つが地域の特性の活用ということで、これは9  
項目ございまして、それぞれ、1番目としまして、京浜臨海部のライフイノ  
ベーションの国際戦略特区をしたライフサイエンス分野であるとか、県西地域の  
未病分野であるとか、相模ロボット産業特区を中心としたロボット分野、あと  
新エネルギー産業技術総合開発機構がもつ環境エネルギー分野、あと古都鎌倉  
とか東京スポーツ2020、オリンピック競技などの競技会場として江の島を初め  
とする観光分野とか、それからあと情報通信の研究機構を初めとした第4次産  
業革命の関連分野と、それから自動車、航空機の部品、IT、エレクトロニク  
ス等の関連産業の成長ものづくり分野、それからですね、神奈川県の産業技術  
総合研究が初めとした成長ものづくり分野というのと、あと9つ目が三崎のマ  
グロを初めとした第6次産業分野という、この職種が6つありまして…9つご

ざいまして、それとですね、あと高い付加価値の創出、これは付加価値の増額が6,600万円を上回る計画であるということと、あと地域の事業者に対する相当の経済的効果、これが促進区域に所在する事業者間で、事業者間の取引額が開始年度に比べて10%増加する場合か、促進区域に所在する事業者の売上が開始年度10%増加か、あと促進区域内に所在する事業所の雇用数が5%増加、あと促進区域内の所在する事業所の雇用給与が7%増加ということで、この中の4つの中でどれか1つということで、大きな柱としまして、あくまでも地域の特性の活用、高い付加価値の創出、地域の事業に対する相当の経済的効果という、その要件があって、その要件を全てクリアするものが対象となります。

続きまして2番目ですが、規模の対象となる固定資産税ということで、例えば、今、既存の土地について新たにつくる、例えば建物を建てるとか、そういう場合に土地がどうなのかという、建物がどうなのかというお話なんです、あくまでも地域経済牽引事業計画で承認された事業の対象となる土地であったり家屋であったり償却資産でありますので、あくまでも既存のやつは含まれません。これが事業を承認されて、その事業の対象となる固定資産税のみが対象となるものでございます。

あと、4分の3の交付税の特例措置ということで、4分の3を交付税につきまして特例で措置をしていただけるものであります、基本的に4分の1が町の負担分、実質負担分という形になります。

最後ですね、一応、規則で定めるということでございますが、すいません、規則のほうにつきましては、現在作成中でございます。すいません。以上でございます。

3 番 井 上 丁寧な回答、ありがとうございました。県のほうの、一番最初にですね、お答えいただきました県の承認を受けた事業、かなりありましたけれども、そうしますとですね、この県西地域ですと、未病分野とかですね、といったものがあるのかなと思うんですけれども、じゃあこの辺を松田町の地域内に限定をした場合にですね、対象となる事業者としてはですね、想定する部分があるのか、それともそれはこれからですね、そういった新規事業者が松田町に来たときにですね、対象となるためのですね、特例をこの条例で規定をしていこうと

いう考え方なのか。最後にですね、幾つかありました地域の特筆すべき事業者というふうな、ちょっとそこ、割と早口だったので、メモがしきれなかったんですけれども、そういったものを含めればですね、多少、松田町でも対象となる事業者が出てくるのかなというふうなところもありますけれども、その辺をですね、再度お知らせ願いたいと思います。

税 務 課 長 今現在ですね、神奈川県で地域経済牽引事業として承認されている事業が9つございます。松田町はその中で1つ事業計画が承認されているものがございまして、それはこちらのですね、先ほど私が申しました、地域の特性の活用の中で、7番目の自動車とか航空部品等の成長ものづくり分野、関連産業の成長ものづくり分野に該当するものでございます。それ以外で今後、松田町でやっていく可能性があるという、今、井上議員おっしゃられた未病、県西地域の未病の分野であったりとか、さらにまたそれ以外では、やはり7番の自動車関連に関する成長ものづくり分野などが該当してくるのかなと、個人的には思っております。以上でございます。

3 番 井 上 ありがとうございます。県内で9つのうちですね、松田町には1つあるということで、そういった成長分野の企業があるということがですね、理解できました。最後になりますけれども、その1社…1社と書いていいんですかね、1社につきましては、もうこの令和元年度からですね、この条項ができた場合には対象となるのか。申出書の提出が1月31日までというふうな形になっていますので、これはもう2年度以降からの適用になるのかをお聞きしてですね、最後にしたいと思います。

税 務 課 長 今の井上議員の御質問なんですが、一応、1月31日に提出期限ということになりますので、令和2年度以降が、2年度から対象という形でございます。

副 議 長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第21号松田町地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。